

改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容

(1) 申請者IDに係るパスワードの有効期限を廃止する対応

申請者IDに係るパスワードの有効期限の廃止に伴い、申請用総合ソフトのログイン時におけるパスワード有効期限に関わる通知機能を廃止します。

(2) 調査士報告方式による登記申請において補正申請時に調査報告書の添付を不要とする改修

調査士報告方式専用様式を用いた申請について、補正時の調査報告書の添付の遺漏チェックを除外します。

(3) 不動産登記申請書(表示に関する登記)における「原因及びその日付」項目の入力チェック強化及び入力制御

不動産登記申請書(表示に関する登記)の物件の入力時に、「原因及びその日付」項目に必要な入力を遺漏していた場合や入力内容が不正な場合に、誤りを検知して画面にメッセージを表示する機能を追加します。

また、一部の「原因及びその日付」項目について、必要のない入力項目を誤って入力することのないよう、画面上で制御します。

(4) 不動産申請書における QR コード読込時の物件の設定内容の変更

不動産申請書において QR コード読込機能を使用して物件を取り込む際に、「所在」及び「地番／家屋番号」に加えて「不動産番号」の情報も併せて取り込むよう修正します。

また、それらの情報を誤って変更することのないよう、画面上で制御します。

(5) Windows11 非互換対応

電子公証手続の「電磁的記録の認証の囑託」において、プレビュー表示の申請区分の文言の改行位置を修正します。

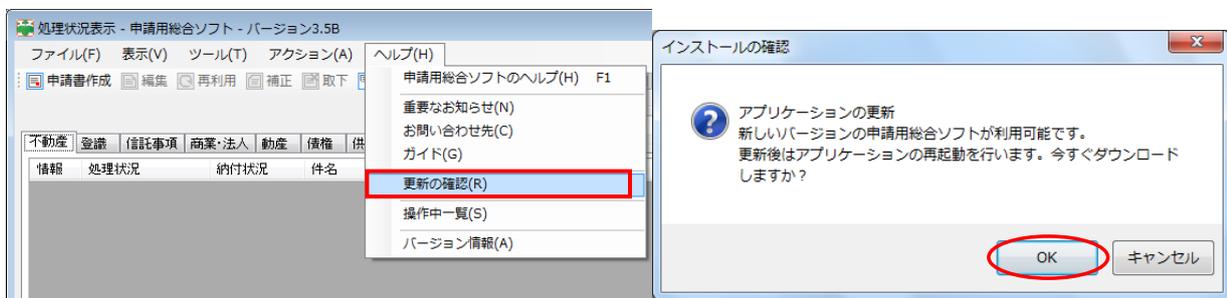
2 バージョンアップの方法

令和5年3月31日(金)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されません。バージョンアップしていない申請用総合ソフトは利用することができませんので、予めバージョンアップするようにしてください。



(参考)

「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」からも申請用総合ソフトをバージョンアップすることができます。



※1 この方法でバージョンアップすることができない場合は、申請用総合ソフトのアンインストール及び再インストールを行ってください。

なお、申請用総合ソフトをアンインストールした場合でも、これまでに作成・送信した申請データや、各種公文書、登記識別情報に係る申請者の鍵情報を管理するデータフォルダは削除されないため、申請用総合ソフトを再インストールした場合には、これらのデータをそのまま利用することができます。

※2 「このアプリケーションをインストールしますか？」と記載されたダイアログが表示された場合は、ダイアログのメッセージ内容に従い、「インストール」ボタンをクリックして、インストールを行ってください。

3 注意事項

(1) 申請用総合ソフトがウイルス対策ソフトにより誤検知される事象について

申請用総合ソフトをバージョンアップした際、御利用のウイルス対策ソフトの設定によっては、申請用総合ソフトがウイルスを含むアプリケーションとして誤検知される可能性があります。この場合、**申請用総合ソフトのインストールが正常に完了せず、「アプリケーションが起動できません。アプリケーションのベンダにお問い合わせください。」とメッセージが表示され、起動できないことがあります。**

上記の事象が発生した場合は、一時的にウイルス対策ソフトの機能を停止した上で、申請用総合ソフトをアンインストールし、再度インストールをお試しください。

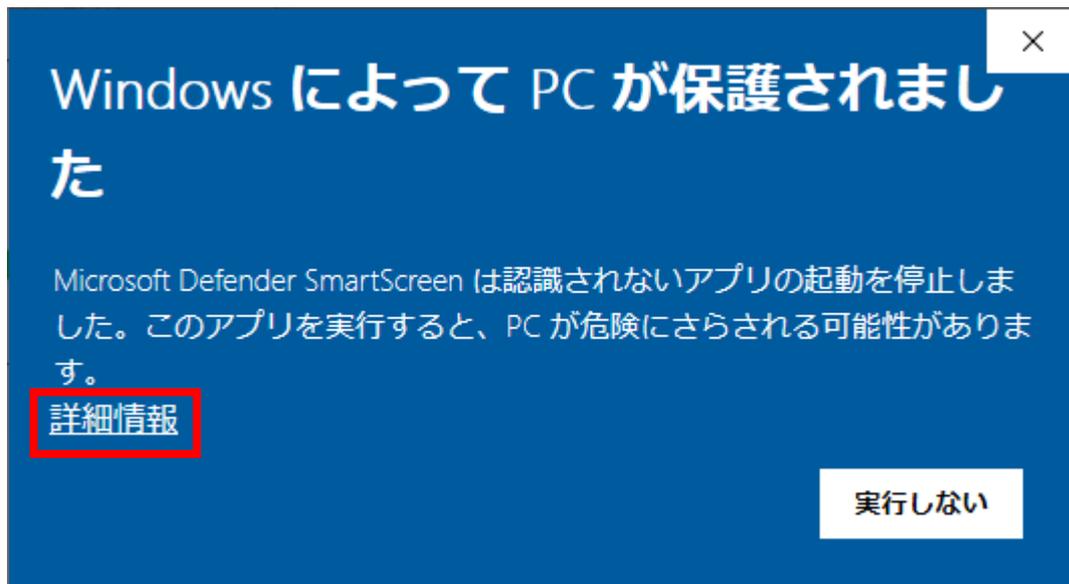
なお、ウイルス対策ソフトの機能の停止方法につきましては、御利用のウイルス対策ソフトのお問合せ先に

御確認ください。

(2) 申請用総合ソフト起動時に「Windows によって PC が保護されました。」と表示される事象について

申請用総合ソフトをインストール又はバージョンアップした際、御利用の環境によっては、「Windows によって PC が保護されました。」と表示される場合があります。この事象は Windows から提供されている「SmartScreen フィルター機能」によるものです。

上記の事象が発生した場合は、画面内の「詳細情報」をクリックし、「アプリ」に「ShinseiyoSogoSoft.exe」と表示されていることを確認した上で、「実行」ボタンをクリックすると申請用総合ソフトが起動します。実行するアプリケーションが申請用総合ソフトであることを十分に確認した上で、実行してください。



(3) 申請用総合ソフトのバージョンについて

申請用総合ソフトが最新のバージョンでない場合、通信エラーが発生するため、申請用総合ソフトを利用する際は必ず事前にバージョンアップを実施願います。

また、共同利用する PC にインストールする申請用総合ソフトは全てのPCにおいてバージョンアップが実施されているか御確認ください。バージョンが同一でない申請用総合ソフトで共同利用を行った場合、申請用総合ソフトの起動や申請書へ操作(申請書の保存、ファイルの添付など)を行った際に、エラーとなる可能性があります(※)。

※ 最新のバージョンの申請用総合ソフトで申請データを作成した場合でも、当該データを古いバージョンの申請用総合ソフトがインストールされた他のPCで編集・送信を行うと、それが原因でエラーが発生する場合がありますので、御留意願います。